

自治基本条例と町民憲章

…憲章は、住民に対し一定の行為を求めることはあっても、住民の権利を保障するような内容は乏しいと思われる。その意味で、自治基本条例とこれらの県民憲章等とは異なる。さらに、自治体の組織活動に対する規律をすることを内容に有する自治基本条例と、県民憲章等との違いは、内容的に歴然としていよう。…

九州大学大学院法学研究院 田中孝男

昭和57年9月10日に制定された大口町民憲章は、豊かで住みよい郷土をつくるために、町民が日々の暮らしのなかで自主的に実践する内容を明記した宣言文です。永続的に心がける町民のあるべき姿（町民像）を掲げており、地域・住民主権を保障し、まちづくりの原理や行政のルールを規定する自治基本条例とは異なるものです。

大口町民憲章

わたくしたちは、恵まれた自然と輝く伝統を受け継ぎ、豊かで活気ある住みよい郷土「大口」をつくるため、自治の約束として、この憲章を掲げます。

1 安心して暮らせる町に

いのちを大切にし、うるおいのある毎日を送ります。

1 豊かで活力ある町に

元気で働き、あしたに伸びる明るい家庭をつくります。

1 温かい心のかよう町に

規則を守り、感謝と思いやりのある社会をつくります。

1 青空と緑のひろがる町に

恵まれた自然をだいにし、美しい郷土をつくります。

1 清鮮な文化の香るまちに

若い力を育て、教養と文化の向上につとめます。